解散公告（第三回）

当組合は、消費生活協同組合法第六十二条第一項第一号の規定により平成二十二年三月五日開催の平成二十一年度臨時総会の決議並びに埼玉県知事の認可により、平成二十二年三月三十一日をもって解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年五月十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年五月十七日

埼玉県北本市朝日四丁目四一〇番地
富士重工業株式会社埼玉生活協同組合
代表清算人　石井　彰

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十二年三月十八日松本市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年五月十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年五月十七日

長野県松本市深志二丁目一番一号
松本市中原土地区画整理組合
代表清算人　清水　利彦

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十年六月二十四日責任役員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年五月十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年五月十七日

大阪市城東区今福南二丁目二二番三八号
信行教会
清算人　三浦　成雄

解散公告（第三回）

当土地改良区は、平成二十二年三月二十五日岡山県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年五月十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年五月十七日

岡山県真庭市落合垂水一九〇一番地五
清算法人法界寺土地改良区
清算人代表　岡野　恭次

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十二年三月三十一日福岡県の認可を得て理事会における理事総数の三分の二以上の議決及び評議員会の議決により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年五月十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年五月十七日

福岡県朝倉市菱野一一四二番地
学校法人朝倉幼稚園
清算人　大内　覚證

配当公告

秋田県大仙市四ツ屋字上百瀬七五番地の二
破産者　有限会社丸百
右の者に対する秋田地方裁判所大曲支部平成二十年（フ）第一二八号破産事件の最終配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額
金六〇、八一六、二一七円

一、配当することのできる金額
金三、二二一、〇一二円

平成二十二年五月十七日

秋田県秋田市山王三丁目一番七号東カン秋田ビル六階
破産管財人　湊　貴美男

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍秋田県能代市落合字中大野一一五番地二九、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　越中　民生

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年五月十七日

秋田県秋田市山王三丁目一番七号東カン秋田ビル六階
破産管財人　湊　貴美男

相続債権者受遺者への請求申出の催告

国籍韓国、最後の住所福島県会津若松市神指町大字北四合字伊丹堂五五番地の一特別養護老人ホーム会津みどりホーム
被相続人　亡　金田正夫こと　羅　鍾喜

平成二十二年五月十七日

岡山県真庭市落合垂水一九〇一番地五
清算法人法界寺土地改良区
清算人代表　岡野　恭次

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十二年三月三十一日福岡県の認可を得て理事会における理事総数の三分の二以上の議決及び評議員会の議決により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年五月十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年五月十七日

福岡県朝倉市菱野一一四二番地
学校法人朝倉幼稚園
清算人　大内　覚證

配当公告

秋田県大仙市四ツ屋字上百瀬七五番地の二
破産者　有限会社丸百
右の者に対する秋田地方裁判所大曲支部平成二十年（フ）第一二八号破産事件の最終配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額
金六〇、八一六、二一七円

一、配当することのできる金額
金三、二二一、〇一二円

平成二十二年五月十七日

秋田県秋田市山王三丁目一番七号東カン秋田ビル六階
破産管財人　湊　貴美男

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍秋田県能代市落合字中大野一一五番地二九、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　越中　民生

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年五月十七日

国籍韓国、最後の住所福島県会津若松市神指町大字北四合字伊丹堂五五番地の一特別養護老人ホーム会津みどりホーム
被相続人　亡　金田正夫こと　羅　鍾喜

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年五月十七日

福島県会津若松市宝町五番五〇号
相続財産管理人　福西　宜孝

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県高崎市飯塚町一〇四〇番地一〇、最後の住所群馬県高崎市飯塚町一〇四〇番地
被相続人　亡　大倉みつ江

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年五月十七日

群馬県高崎市金古町一九〇三番地二二
相続財産管理人　司法書士　松本　紀佳

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都武蔵野市吉祥寺本町二丁目二〇一六番地、最後の住所埼玉県越谷市大字弥十郎七〇二番地一　サーパス越谷四〇二号
被相続人　亡　根岸　彰

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年五月十七日

東京都港区愛宕一丁目六番七号愛宕山弁護士ビル七〇五号　青山正喜法律事務所
相続財産管理人　弁護士　青山　正喜

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県船橋市上山町二丁目三〇八番地、最後の住所千葉県船橋市海神三丁目七番二六号マルゴ荘一〇五号
被相続人　亡　村山　昌平

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年五月十七日

千葉県船橋市本町六丁目二番一〇―五〇六号ダイヤパレスステーションプラザ船橋
相続財産管理人　弁護士　斉藤　吉宏

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県野田市中里一〇九五番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　山田　昭一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年五月十七日

千葉県松戸市五香六丁目九番地の九
相続財産管理人　谷内　新平

第８期決算公告

平成22年5月17日

札幌市北区北七条西二丁目６番地
株式会社ワーキングメイト
代表取締役　佐藤　礼子

貸借対照表の要旨
（平成21年８月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	6,730
	固定資産	6,746
	合計	13,477
負債及び純資産の部	流動負債	4,582
	株主資本金	8,895
	資本剰余金	10,000
	利益剰余金	△1,104
	その他利益剰余金	△1,104
	（うち当期純利益）	(357)
	合計	13,477

第42期決算公告　平成22年５月17日

埼玉県久喜市小右衛門1333番地
浦和ポリマー株式会社
代表取締役社長　加藤　浩

貸借対照表の要旨（平成22年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,359,932
	固定資産	381,279
	合計	1,741,211
負債及び純資産の部	流動負債	975,796
	固定負債	11,581
	株主資本	753,834
	資本金	30,000
	利益剰余金	723,834
	利益準備金	300
	その他利益剰余金	723,534
	（うち当期純利益）	(113,178)
	合計	1,741,211